

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人津田騰三同橋田政雄の上告趣意について。

酒税法第一六条本文によれば「酒母、醪又ハ麴ヲ造セントスル者ハ製造場一個所每ニ政府ノ免許ヲ受クベシ」と規定し、また同法第六四条第一項本文及びその第一号によれば「左ノ各号ノ一二該当スル者八十万円以下ノ罰金ニ処ス」「一、第一六条ノ規定ニ違反シ免許ヲ受ケズシテ酒母、醪又ハ麴ヲ製造シタル者」と規定するところである。すなはち第一六条は本件の如く醪の製造行為を為さんとする者は、その事前において政府の免許を受けなければならない旨を規定し、次いで第六四号第一項第一号は右第一六条の違反者を処罰せんとするの法意であることは寔に明らかであると謂わねばならぬ。してみれば所論主張の右酒税法第六四条第一項第一号に「醪……ヲ製造シタル者」と規定してあるから、被告人の仕込んだ原料が未だ醸酵せず、従つて醪として未完成のものである以上這是不罰行為であるとの見解は到底採用し得ないのである。けだし、醪を生産しようとしてその原料を仕込んだ上、必要な攪拌行為等をした以上醪製造行為に該当するものと云わなくてはならないからである。しかば、原判決が判示第二の被告人の行為に対し、判示法条を適用処断したのは寔に正当であつて、原判決には所論のような違法はなく、論旨は理由がない。

よつて、刑訴施行法第二条、旧刑訴第四四六条に従い、主文のとおり判決する。

この判決は裁判官全員一致の意見である。

検察官 岡本梅次郎関与

昭和二四年七月一六日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	霜	山	精	一
裁判官	栗	山		茂
裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎